## 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(スキーム図)

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、 広域連合と市町村の連携内容を明示し、<u>市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保</u> 健事業と一体的に実施。

## 国(厚生労働省)

- ○**保健事業の指針**に おいて、一体的実施 の方向性を明示。 法
- ○<u>具体的な支援メニュー</u> をガイドライン等で提示。
- ○特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

<市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施>

## 広域連合

委託 法

市町村

- 〇<u>広域計画</u>に、広域連合 と市町村の連携内容を 規定。 法
- ○データへルス計画に、事業の方向性を整理。
- ○<u>専門職の人件費等</u>の 費用を交付。

- 〇一体的実施に係る<u>事業の基本的な方針</u>を作成。法
- ○<u>市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業</u> との一体的な取組を実施。<a href="mailto:kmail
  - (例)データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への 参画、支援メニューの改善等
- ○<u>広域連合に被保険者の医療情報等の提供</u>を求めることができる。法
- 〇地域ケア会議等も活用。

必要な援助

都道府県への 報告・相談

都道府県 (保健所含む)

○事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等

国保中央会国保連合会

〇データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価等法

三師会等の 医療関係団体

〇取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

事業の一部を民間機関に委託できる。

(市町村は事業の 実施状況を把握、 検証)

